

●香川県広域水道企業団告示第10号

令和2年香川県広域水道企業団告示第12号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。
令和4年7月1日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区分	名称	指定年月日	区分	名称	指定年月日
略			略		
収納取扱金融機関	略 株式会社四国銀行 株式会社徳島大正銀行 略		収納取扱金融機関	略 株式会社四国銀行 <u>三井住友信託銀行株式会社</u> 株式会社徳島大正銀行 略	